

北九州市立小・中・特別支援学校児童・生徒派遣補助要綱

（目的）

第1条 この要綱は、北九州市立小・中・特別支援学校（高等部除く）に在籍する児童生徒（以下、「対象児童生徒」という。）が、学校教育活動として、九州大会以上の大会へ出場する際の費用の一部を補助するために実施する補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

（補助事業）

第2条 補助金の交付対象となる大会は、前条の目的に該当するものであって、市外で実施される九州大会以上の大会へ出場する場合に対象となる。

2 地域スポーツ団体等が中学校総合体育大会へ参加する場合は、学校教育活動とみなし、補助の対象とする。

3 地域文化団体等が北九州市教育委員会が別途定める大会やコンクールへ参加する場合は、学校教育活動とみなし、補助の対象とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、前条の大会に参加する対象児童生徒とする。

2 学校・地域スポーツ団体・地域文化団体等が補助金の交付申請をする場合において、競技ごとの補助対象人数は、出場者及びその控えやマネージャー等、大会要項に定められた登録数を上限とする。ただし、補助対象人数が50名を超える場合は、50名を限度とする。

3 1つの団体が複数の学校・地域スポーツ団体・地域文化団体等について、一括して補助金の交付申請をする場合において、各学校・各地域スポーツクラブ・各地域文化団体等における競技ごとの補助対象人数は、前項の補助対象人数の上限を適用する。

（補助金等の交付申請）

第4条 事業の実施に際し、補助金の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則27号）の定めるところによる。

（補助金の支払方法）

第5条 補助金は、原則として確定払とするが、教育長が必要と認める時は概算払を行うことができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 第4条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第4条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、押印または署名等をするものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であつて各号のいずれかに該当するものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(1) 電子証明書による電子署名が付されたもの（マイナンバーカードや商業登記電子証明書など）

(2) 申請者から届け出があつた電子メールアドレスから送信されたもの

(3) GビズIDによる認証を経たもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な規定は別に教育長が定める。

付 則

この規則は、令和5年8月3日から適用する。

付 則

この規則は、令和6年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

児童生徒大会派遣補助規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市立小・中・特別支援学校児童・生徒派遣補助要綱第6条の規定に基づき、市外で開催される九州大会以上の大会に出場する児童生徒に対し、予算の範囲内で補助金を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 補助金の交付対象となる大会は、次のいずれかの号に該当するものとする。
ただし、小学生・中学生を対象とした九州大会以上の大会とし、市・県大会等の地区予選を経て開催される大会又は明確かつ厳正な基準のもとに推薦され開催される大会で、授業の支障とならないものとする。

- (1) 中学校体育連盟が主催する大会
- (2) 別表1に定める文化的な大会・コンクール
- (3) 教育課程に位置付けられた学校教育活動の一つとして参加するもの、又はその発表として参加するもの
- (4) その他教育長が必要と認めるもの

(申請者)

第3条 申請を行うものは、大会に参加する学校の学校長、また地域スポーツ団体、地域文化団体等の代表者とする。ただし、次の大会については、以下のとおり申請を行う。

- (1) 中学校総合体育大会については、中学校体育連盟の代表者が申請を行う。ただし、地域スポーツ団体等に関しては、各々の団体の代表者が申請を行う。
- (2) 別表に定める大会に参加する中学校については、中学校文化連盟の代表者が申請を行い、その他の学校については、学校長が申請を行う。

2 申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するときは、市長は交付を取り消すことができる。

(申請)

第4条 申請は、補助金の交付対象となる大会出場の2週間前までに教育委員会が定める方法で行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、大会開催前日までに申請を行うことができる。なお、交付申請の対象期間は、当該年度の4月まで遡及して助成対象とする。

(他の補助金との関係)

第5条 本市が行う他の補助事業の交付を受ける場合は、本補助金の交付を受けることはできない。

(交付する金額)

第6条 補助の対象は、交通費及び宿泊費とする。補助金額は、各年度の開催場所に応じ、教育委員会が定める別表2のとおりとする。なお、交通費も宿泊費も基準を下回る場合は、実費額を補助する。ただし、教育委員会が額を設定していない開催地で開催される大会に

出場する場合は、教育委員会が定める算出基準に基づいて設定額を算出する。ただし、大会主催者側において出場経費の一部を補助した場合には、その相当額を減額する。

(文書の保存)

第7条 補助金交付に関する書類は、補助年度終了後5年間は保存し、いつでも市が確認できるよう整備すること。

(その他)

第8条 この規程によりがたい場合は、別に教育長の決裁を受けるものとする。

付 則

この規程は、令和5年8月2日から適用する。

付 則

この規程は、令和6年5月1日から適用する。

別表1

派遣補助の対象となる文化的な大会・コンクール
九州合唱コンクール
九州吹奏楽コンクール
九州マーチングコンテスト
九州アンサンブルコンテスト
全日本合唱コンクール
全日本吹奏楽コンクール
全日本マーチングコンテスト
全日本アンサンブルコンテスト
NHK 全国学校音楽コンクール（九州ブロック大会）
NHK 全国学校音楽コンクール（全国大会）

別表 2

区分	開催地	交通費補助額	宿泊費補助額
全国大会	東北・北海道	1 名につき上限 50,000 円	1 名につき 1 泊あたり 5,000 円
	北信越	1 名につき上限 24,000 円	
	関東	1 名につき上限 18,000 円	
	東海	1 名につき上限 16,000 円	
	近畿	1 名につき上限 12,000 円	
	中国	1 名につき上限 6,000 円	
	四国	1 名につき上限 14,000 円	
	九州	九州大会に準ずる	
九州大会	福岡	補助なし	
	佐賀	1 名につき上限 3,000 円	
	大分	1 名につき上限 3,000 円	
	長崎	1 名につき上限 6,000 円	
	熊本	1 名につき上限 6,000 円	
	宮崎	1 名につき上限 7,000 円	
	鹿児島	1 名につき上限 10,000 円	
	沖縄	1 名につき上限 25,000 円	